

2 最低賃金

埼玉、山梨、徳島に適用される目安ランクが1ランクアップへ

厚生労働省の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（「全員協議会」）は3月28日、報告をまとめ、公表した。全員協議会は、平成26年6月18日の中央最低賃金審議会で、現行の目安制度の見直しについて付託を受け、主として、①目安制度の意義、②ランク区分のあり方、③目安審議のあり方、④参考資料のあり方——の四つの課題をめぐる議論を重ねてきた。報告では、「47都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した」。また、「地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要」などと明記した。報告は、都道府県労働局を通じて各県に周知するとともに、今後の審議運営等に反映される。

目安制度の原点に立ち返って検討

目安制度のあり方をめぐっては、平成7年4月28日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告で、概ね5年ごとに見直しを行うことが適当とされ、これを受け、平成12年、平成16年、平成23年に報告が行われてきた。

平成23年の全員協議会報告では、（1）ランク設定のあり方、（2）賃金改定状況調査等、参考資料のあり方、（3）生活保護と最低賃金との乖離解消方法、（4）次期のランク区分の見直しについて、引き続き検討することが必要とされた。今回は、そうした残された課題とともに、新たに提起され

た問題・指摘を踏まえ、平成27年5月に論点の中間整理を行った。さらにその後、ランク区分が目安制度の運用の基本に関わる部分であり、もう一度原点に立ち返って議論すべき、また、関係者の理解と信頼を得るべく慎重に検討すべきとの意見があったことを踏まえ、目安制度の必要性について、改めて地方最低賃金審議会委員の意見を聴取しつつ、原点に立ち返って慎重に検討を積み重ね、19回に渡る開催を経て、今般のとりまとめに漕ぎ着けた。

目安制度の必要性を改めて確認

報告では、①目安制度の意義に関連して、「目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見も踏まえて検討した結果、その運用に当たっての課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した」と明記。

その上で、②ランク区分のあり方については、「新しい総合指数」を算出し、これに基づくランク区分、及び各都道府県の各ランクへの振り分けを行った結果として、「4ランク程度に区分することが妥当」であり、また、埼玉（現行B→A）、山梨（現行C→B）、徳島（現行D→C）の3県に適用される目安ランクを、1つずつ引き上げることが適当などとした。

合理的な根拠を示すための努力を

一方、③目安審議のあり方をめぐっては、近年、「目安に占める時々の事情の比重が大きく、数値的な根拠が明確ではなくなっているという点から、目安に対する地方最低賃金審議会の信頼感が失われつつあるのではないか」といった見方もある。こうしたなか、報告では「公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」とし、「その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である」とした。

また、「近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる」とともに、「引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である」などとした。

一方、④参考資料のあり方については、「経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である」などとした。

（調査部）